

令和2年5月28日

各 位

北名古屋市長 長瀬 保

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの変更
について

日頃は、市の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、その拡大に一応の落ち着きが見られ、緊急事態宣言も解除されました。これを受けまして、要介護認定等に係る認定調査についての対応を下記のとおり変更いたします。

記

1 対応

要介護・要支援認定の更新について、通常どおり対面での認定調査を行うことを基本とします。

ただし、面接による調査が困難な場合には、有効期間を1年間延長します。

2 期間

令和2年6月1日から当分の間（取扱いが変更になった時点で再度通知します。）

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0 5 6 8 - 2 2 - 1 1 1 1

FAX 0 5 6 8 - 2 6 - 4 4 7 7